

科目	補助対象経費	補助対象外経費
賃金	<p>事業従事者に対し、社会通念上妥当な人数及び時間の範囲内で支払う経費。(1人当たりの上限額は1時間当たり800円かつ1日当たり6,400円)</p> <p>特殊技能を要する業務に従事する者に対しては、1人当たりの上限額は1日当たり11,000円</p> <p>団体構成員による講師料は賃金とし、1人当たりの上限額は1時間当たり3,500円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金のうち補助対象経費の上限額を超える額</li> <li>・団体運営にかかる賃金</li> <li>・団体構成員による当該団体構成員を受講対象とする講師料</li> </ul>
報償費	<p>資料収集・整理、専門的知識・技能の提供等の協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費。(1人当たりの上限額は1時間当たり3,500円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐作業の外部講師謝礼</li> <li>・水辺の観察会講師謝礼 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費のうち補助対象経費の上限額を超える額</li> <li>・土地所有者に対する謝礼</li> </ul>
旅費	<p>資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動等を実施するために必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師の交通費及び宿泊費</li> <li>・団体構成員の事業実施に係る公共交通機関の市内交通費 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体構成員の宿泊費</li> </ul>
需用費	<p>消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費(ガソリン代など)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苗木、肥料</li> <li>・ヘルメット、鋸などの資材</li> <li>・事業広報用のチラシ作成</li> <li>・看板(事業説明用)の作成 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材費</li> <li>・法定耐用年数が3年以上又は金額が2万円以上の資機材・事務用品</li> <li>・通常の団体運営に伴って発生する事務所の光熱水費</li> </ul>
役務費	<p>事業を実施するために必要となる人的サービス等に対して支払う経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報チラシ発送用の郵便料</li> <li>・参加者の傷害保険料 など</li> </ul>	
使用料・賃借料	<p>器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェーンソー借上代</li> <li>・バス借上代</li> <li>・会場使用料 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全・整備した森林等の土地所有者に対する土地使用料</li> </ul>

(1) 補助対象経費は、すべて直接事業実施にかかる経費とし、社会通念上妥当な単価及び額とする。また、併せて領収書又はそれに準ずるものを提出する。なお、領収書又はそれに準ずるものを徴することができない旅費及び活動場所等への移動に係る燃料費については、旅行の起点から終点までの行程を示すこととする。

(2) 賃金及び報償費については、補助対象経費の50%を超えないものとする。これを超える部分については団体の負担とする。

(3) 特殊技能を要する業務とは、次に掲げる業務とする。

ア 土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し

イ 資材等の積込み、運搬、片付け

ウ チェーンソーを使用して行う伐採作業

エ 標識・境界杭等の設置

オ 前各号に掲げるもののほか、事業を実施する上で市長が認める業務